

発行日：2015年10月 27日
発行者の名前：パナソニック株式会社
住所：大阪府門真市大字門真1048番地

節湯水栓 適合証明書

下記製品につき「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（平成24年12月4日 経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）への適合を証明します。

製品を製造する工場の名称及び所在地	株式会社 サンジェニックス 荒木工場 住所：富山県南砺市1481
製品番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJEA <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJEN <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJES <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJEN <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJEA <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> GQD03UAJES <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 7 ※ <input type="checkbox"/> には任意のアルファベットが入る場合があります。
適合する判断基準	エネルギーの使用の合理化に関する法律（略称：省エネ法） 建築物にかかるエネルギーの使用の合理化に関する建築主等および特定建築物の所有者の判断基準 都市の低炭素化の促進に関する法律（略称：エコまち法） 建築物にかかるエネルギーの使用の合理化の一層の促進を誘導すべき基準
適合する節湯種類	節湯設備の一次エネルギー消費量 節湯型機器 節湯 C1（水優先吐水機構を有する水栓）
適合評価方法	住宅・建築物の省エネ基準における節湯水栓の判断基準に準拠します。水栓台所および水栓洗面において、吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の正面に位置するときに湯が吐出されない構造、又は、湯水の吐水止水操作部と独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた湯水混合水栓をいい、水栓あるいは取扱説明書等に水栓の正面位置が判断できる表示がされているものである。ただし、吐水止水操作部と一体の温度調節部が水栓本体の側面に位置し、水栓正面に対して前後の操作で温度調節するものは除く。
製品の品質確認実施事業所	パナソニック株式会社 ハウジングシステム事業部 水廻りシステムBU
公的認可状況	株式会社 サンジェニックス 荒木工場は 品質保証の国際規格であるISO9001の認証 環境の国際規格であるISO14001の認証 の認証を取得しています。